

# 介護保険施設の居住費と食費の 自己負担額の軽減について



■問合せ 福祉介護課介護保険係 ☎029-885-0340 (内)113

介護保険施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院)に入所した場合や、ショートステイ(短期入所生活介護・短期入所療養介護)を利用した際の費用として、施設サービス費の自己負担分(1~3割)の他に、居住費・食費・日常生活費は利用者の自己負担となっています。しかし、低所得等の理由により自己負担が困難と認められる方には、その方の世帯の所得に応じて自己負担限度額が設けられており、居住費と食費の負担が軽減されます。  
認定を受け自己負担限度額の適用を受けるためには、役場福祉介護課まで申請が必要です。

## 自己負担限度額(1日あたり)

令和8年8月から利用者負担第3段階①および②の食費、第3段階②の居住費の負担限度額が引き上げとなります。

段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費(滞在費)				食費	
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設	ショートステイ
1	生活保護受給者等	要件なし	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
	老齢福祉年金受給者	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下						
2	前年の合計所得金額+年金収入額が80.9万円(※ <sup>1</sup> )以下	単身 650万円以下 夫婦1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
3-①	前年の合計所得金額+年金収入額が80.9万円(※ <sup>1</sup> )超120万円以下	単身 550万円以下 夫婦1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 8月から 680円	1,000円 8月から 1,030円
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超	単身 500万円以下 夫婦1,500万円以下	1,370円 8月から 1,470円	1,370円 8月から 1,470円	1,370円 (880円) 8月から 1,470円 (980円)	430円 8月から 530円 (※ <sup>2</sup> )	1,360円 8月から 1,420円	1,300円 8月から 1,360円

※( )内の金額は介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。  
 ※年金収入額には、課税年金だけでなく、非課税年金(遺族年金・障害年金等)も含まれます。  
 ※世帯分離している配偶者の課税状況と資産も判断材料となります。  
 ※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、以下の場合対象となります。  
 ・預貯金等の資産が、単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下。

### 【令和8年8月からの変更点】

※<sup>1</sup> 80.9万円から82.65万円に変更されます。  
 ※<sup>2</sup> 一部の介護老人保健施設および介護医療院の多床室の居住費は530円に変更されます。

## 現在認定を受けている方は、再度申請が必要です

介護保険負担限度額認定証の有効期限は令和8年7月31日までです。  
 現在認定を受けている方を対象に、6月中旬に申請書を送付します。  
 引き続き制度を利用するには、改めて申請が必要です。お忘れなく早めのお手続きをお願いします。